

相馬地方都市計画 特別用途地区の決定
(南 相 馬 市 決 定)

令和●年度

福 島 県 南 相 馬 市

1. 計画書

相馬地方都市計画特別用途地区の決定（南相馬市決定）

相馬地方都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
職住共存地区	約 122.6 ha	南相馬市小高区内の第一種住居地域内全域(文教ゾーンを除く)を「職住共存地区」に位置付け、小規模な製造業の用途、作業場床面積及び原動機出力の緩和を行う。
合 計	約 122.6 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本市では、南相馬市第三次総合計画前期基本計画において、東日本大震災と原発事故からの復興の進展に伴う新たな課題や、変化が著しい社会情勢等への迅速かつ柔軟な対応を図るものとし、政策の柱に「原子力災害復興」を掲げ、旧避難指示区域の復興・再生、東日本大震災及び原発事故被災者への支援、環境の回復、その他まちづくり全般の施策展開を進めることとしています。

特に、本地区は平成28年7月に避難指示区域が解除され、復興の緒に就いたところですが、現在指定している都市計画用途地域では、地域の復興を牽引する地域に帰還する事業者の再建や新たな起業者が立地できず、地域復興の芽となる新たな活力が活用できていない状況にあります。

当該地区は、これまでの職住近接型の土地利用特性を活かし、空き家・空き地の利活用を図るとともに、周辺土地利用と調和した市街地内工業地の維持・形成を踏まえた、更なる帰還しやすい環境や起業しやすい環境の整備を促進するため、第一種住居地域をベースに、小さな製造業(工場)として工場等の準工業地域で建築可能な特定業種、かつ作業場の床面積の合計が600㎡以下、原動機出力20kw以下の工場のみを容認する特別用途地区(職住共存地区)を決定しようとするものです。

2. 都市計画の決定に係る土地の区域

新たに都市計画に含まれる土地の区域

福島県南相馬市のうち、

おだかくにしまち
小高区西町一丁目 及び 二丁目 の各一部の区域

おだかくみなみまち
小高区南町一丁目 の全部の区域

おだかくみなみまち
小高区南町二丁目 の一部の区域

おだかくたまち
小高区田町一丁目 の一部の区域

おだかくたまち
小高区田町二丁目 の全部の区域

おだかくせきば
小高区関場一丁目 及び 二丁目 の各一部の区域

おだかくかみまち
小高区上町一丁目 及び 二丁目 の各一部の区域

おだかくなかもち
小高区仲町一丁目 及び 二丁目 の各一部の区域

おだかくおおまち
小高区大町一丁目 及び 二丁目 の各一部の区域

おだかくもとまち
小高区本町一丁目 及び 二丁目 の各一部の区域

おだかくひがしまち
小高区東町一丁目、二丁目 及び 三丁目 の各一部の区域

おだかくおい かんのんまえ ふかまち
小高区大井字観音前 及び 字深町 の各一部の区域

おだかくおかだ きたのうち ようしぼう やくしどう
小高区岡田字北ノ内、字養子坊 及び 字薬師堂 の各全部の区域

おだかくおかだ まんがさく じゅうおうさく
小高区岡田字万ヶ迫 及び 字十王迫 の各一部の区域

おだかくよしな みやさく みやさくだい
小高区吉名字宮迫 及び 字宮迫台 の各全部の区域

おだかくよしな たまのきのした なかつぼ たまのきだい ながさく じぞうどう うるしばら いわやどう はくさん
小高区吉名字玉ノ木下、字中坪、字玉ノ木平、字長迫、字地藏堂、字漆原、字岩屋堂 及び 字白山 の各一部の区域